平成２４年（フ）第２７０５号
大阪市鶴見区焼野２―10―10、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市南寺方東通６丁目13番13号
破産者　株式会社福原建設
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０７号
大阪市北区本庄西３丁目２番25―211号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区大手通２丁目４番11―301号
破産者　有限会社モード・ラ・ファーム
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６１号
大阪府門真市本町２番２号
破産者　有限会社Ｋ’ｓ　Ｔｒａｄｉｎｇ
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６９号
大阪市東住吉区西今川４丁目12番７号
破産者　有限会社花義葬祭
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９７６号
大阪府八尾市水越３丁目46番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府八尾市山本町北３丁目６番７号
破産者　朝日建商株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０７４号
大阪市平野区長吉長原西２丁目９番29号
破産者　有限会社ワイデイーエム工業
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３１１号
兵庫県三木市末広３丁目２番11号
破産者　久保田工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３６号
神戸市長田区片山町５丁目７番28号
破産者　有限会社沖建
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７３号
兵庫県西宮市甲風園１丁目７番５号ますいビル
破産者　有限会社リスイ
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９１１号
兵庫県西宮市上甲子園５丁目６番16号
破産者　有限会社新宅工業
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８１号
佐賀県鳥栖市藤木町2105番地
破産者　有限会社ビューティ・クリエイト
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
東京都八王子市館町1585番地の15
破産者　株式会社鳥山技建
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３０号
東京都立川市錦町１丁目４番４号
破産者　日栄トランスポート株式会社
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３１号
東京都昭島市田中町３丁目５番22―306号
破産者　米山　智和
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５０５号
山梨県南アルプス市在家塚1320番地２
破産者　有限会社ＯＮ
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
山梨県南アルプス市藤田2283番地
破産者　有限会社青柳工業所
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８４号
大阪府高槻市寿町３丁目５番13号
破産者　室田　栄一
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３０２号
埼玉県川口市前川３丁目37番13号、開始決定時の住所埼玉県川口市並木４丁目２番６―1001号　カテリーナ川口並木
破産者　上野　新吾
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
埼玉県上尾市二ツ宮734番地１
破産者　榊　健太郎
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
埼玉県坂戸市柳町34番15号、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字塚越71番地８
破産者　川本　幸夫
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３２号
埼玉県狭山市大字水野1289番地の４
破産者　森　　弘喜
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部